

## 南部の地域課題解決型フィールドワーク業務委託仕様書

### 1 委託業務名

南部の地域課題解決型フィールドワーク業務委託

### 2 事業の目的

南部地域（※）においては高等教育機関がほとんどないため、高校卒業と同時に地域外へ進学する若者が多くなっています。南部地域外へ進学した学生が地域に戻ってこない要因としては、就職先が少ないなどの要因の他に、南部地域外で学生生活を送る中では、出身地の情報が届かず、地域に関わる機会が少ないといった要因も考えられます。

※南部地域とは、伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町の13市町をいいます。

また、地域では、地域活動を主に担う20代～50代の住民が少なく、地域の祭りなどの実施が困難な状況となっています。そのため、地域活性化のための新たなアイデアが出てこなかったり、新しい取組を行う人材が不足しており、出身者を中心として地域づくりに参画してくれる関係人口・活動人口を創出していく必要があります。

一方で、現在南部地域に住んでいる子どもたち（小中学生及び高校生）が、就職や進学を機に地域を離れても、また南部地域に戻ってくるためには、地域に対する誇り・愛着の醸成や、将来、地域で活躍するイメージを持つ機会の提供に取り組むことが必要です。

本業務は、過疎・高齢化により地域を支える世代の人口流出が進み、地域の活力維持が課題となっている南部地域において、人と人、人と地域などの「つながり」を深めることで、新たな活動が生まれてくるような環境づくりを進めるとともに、地域の子どもたちに対して、地域への愛着を深めることをめざすものです。

### 3 委託業務の内容

参加者を募って行うフィールドワークの運営等、以下の（1）～（5）の業務を行う。

#### （1）フィールドワークの企画

##### ① 地域とテーマの設定

ア フィールドワークを実施する地域を、南部地域から2地域選定すること。

イ 当該地域の地域課題を洗い出し、フィールドワークで解決すべきテーマを設定すること。

（地域課題の例：地域の特産品の開発・販促、空き家の利活用、賑わいの創出等）

ウ 2地域のうち少なくとも1地域は、地域の小中学校生または高校生と参加者が協働して取り組むテーマとし、参加した小中学校生または高校生に対する、地域への愛着醸成に資する内容であること。

※ 地域及びテーマは、原則として別紙候補一覧の中から選定することとするが、より高い効果が見込まれ、地域との調整等を含め実施可能なものであれば、それ以外を提案することも差し支えないこととする。

※ 地域及びテーマは、県及び受け入れ地域（市町担当者、コーディネーター等）と受託者で協議のうえ決定するものとする。

##### ② フィールドワークの条件

ア 現地でのフィールドワークは1地域あたりのべ14日以上とする（後述の地域課題解決策

を実践する取組に要する日程を含む)。なお、県と協議の上、複数回に分けて実施することも可能とする。ただし、①ウで実施するフィールドワークにおいては、小中学校生または高校生と一緒に参加する日数は、1地域あたりのべ7日以上とする。

イ フィールドワークの実施に向けて、スケジュールや内容を整理した計画を作ること。なお、フィールドワークの計画の策定にあたっては、県及び受け入れ地域（市町担当者、コーディネーター等）と協議すること。

ウ 参加者が地域の実情に触れ、地域課題解決のアイデアを検討するにあたり参考となるよう、市町、地域住民、地域おこし協力隊や移住者等との交流の場を設けて、参加者に参加させること。

エ 参加者がフィールドワークに参加するための旅費や宿泊費、活動経費等について、委託料の中から補てんすること。ただし、飲食に係る経費については全額参加者負担とすること（宿泊施設にて提供される食事にかかる経費が宿泊費に含まれている場合は、委託料の中から補てんして差し支えない）。

### ③ 参加者の募集及び条件

ア インターネットや SNS 等を活用し、フィールドワークの参加者を広く募集すること。参加者の対象は意欲のある県内外の大学生（短期大学生及び大学院生含む）、高等専門学校生及び専門学校生とし、可能な限り南部地域の出身者とする。

イ 参加人数は1地域あたり3名以上とする。

ウ ①ウで実施するフィールドワークにおいては、受け入れ地域またはその近隣市町内の学校に在学している小中学校生または高校生の参加人数は5名以上とする。

### ④ その他

ア フィールドワークは、安全に十分配慮して実施すること。また、フィールドワーク中の事故に備えて、参加者全員に傷害保険に加入させること。

※保険料は参加者負担とする。

## (2) フィールドワークのサポート

### ① 進捗管理

ア 参加者が地域課題の分析とその解決に向けた提案をできるよう、フィールドワーク全体の進捗を管理し、参加者の支援をすること。また、フォローアップのための研修などを適宜行うこと。

### ② コーディネーターとの連携

ア 現地での活動支援や地域での合意形成に向けた支援を行うため、地域ごとにコーディネーターを1名以上配置し、連携して活動を進めること。なお、コーディネーターの選定にあたっては、県及び受け入れ地域（市町担当者等）と協議すること。

イ コーディネーターに対する報酬は1人あたり10万円以上とし、受託者が委託料から支払うものとする。

## (3) 地域課題解決策を実践する取組の実施

ア 参加者に、提案した地域課題解決策を実践する取組（例：イベントや広報媒体の作成等）を実施させること。

イ 参加者に、提案した地域課題解決策を実践する取組についての計画書を作成させ、提出させること。計画書には、取組に要する経費の見積額を記載（1地域あたり上限150,000円）

することとする。

- ウ イで提出された、地域課題解決策を実践する取組に要する経費に対して、県と協議のうゑで支援すること。また、その費用は委託料から支払うこと。

#### (4) 成果報告会の実施

- ア 活動の総括として、フィールドワークを実施した地域内の会場を確保し、成果報告会を実施すること。

#### (5) 報告書作成

- ア 事業の結果を報告書にまとめること。その際、実施して見えた課題、今後実施するうゑでの改善点等についてとりまとめること。
- イ フィールドワークの参加者に対して、事業に参加した感想等についてアンケートを実施し、アンケート結果を分析したうゑで当該報告書に記載すること。

### 4 委託期間

契約の日から令和7年3月14日（金）まで

### 5 契約上限額

3,953,263円（税込）（消費税及び地方消費税は10%として計算）

### 6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。  
ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第

三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

## 7 納品する成果物

3 (5) で作成した事業実施報告書を電子データ 1 部にして提出すること。

ア 提出期限 令和7年3月14日(金)

イ 提出場所 三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課